

平成 24 年 1 月 30 日

各 位

会社名	キヤノン株式会社
代表者名	代表取締役会長兼 CEO 御手洗 富士夫
コード番号	7751
上場取引所(所属部)	東京、大阪、名古屋(以上第一部) 福岡、札幌
問合せ先	連結経理部長 青木 紀英 (TEL.03-3758-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 1 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 29 日開催予定の第 111 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆様にご提供することができる旨の規定を第 14 条として新設するものであります。
- (2) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、ならびに社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第 28 条および第 37 条として新設するものであります。なお、第 28 条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年3月29日(予定)
定款変更の効力発生日	平成24年3月29日(予定)

以上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条	第 12 条
)	)
(条文省略)	(現行どおり)
第 13 条	第 13 条
	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
(新設)	第 14 条 当社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類、事業報告、
	計算書類および連結計算書類に記
	載または表示をすべき事項に係る
	情報を、法務省令に定めるところ
	に従いインターネットを利用する
	方法で開示することにより、株主
	に対して提供したものとみなすこ
	とができる。
第 14 条	第 15 条
)	)
(条文省略)	(現行どおり)
第 16 条	第 17 条
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 17 条	第 18 条
)	)
(条文省略)	(現行どおり)
第 26 条	第 27 条
	<u>(取締役の責任免除)</u>
(新設)	第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1
	項の規定により、任務を怠ったこ
	とによる取締役(取締役であった
	者を含む。)の損害賠償責任を、
	法令の限度において、取締役会の
	決議によって免除することがで
	きる。

